

令和7年度 省エネルギー設備投資利子補給金 指定金融機関向け よくあるご質問と回答

No	ご質問	回答
1	省エネルギー設備投資利子補給金とはどのような事業ですか。	本事業は、省エネルギーに資する設備投資（利子補給対象事業）を行う民間団体等（利子補給対象事業者）に対して、沖縄振興開発金融公庫及びSIIが指定する機関（指定金融機関）が行った融資に係る利子補給金を交付する事業です。
2	指定金融機関の申請手続きは毎年行う必要がありますか。	予算年度ごとに、毎年行う必要があります。
3	利子補給対象事業者の定義はありますか。	国内において事業活動を営んでいる法人または個人事業主が対象です。
4	利子補給対象事業の対象要件はありますか。	指定金融機関から受ける融資で、要件（ア）、要件（イ）、要件（ウ）のいずれかを満たす事業が対象です。 要件（ア）エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。 要件（イ）省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。 要件（ウ）データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。 ※要件の内容については、公募要領6ページ、公募説明動画、又は利子補給金ハンドブック＜事業理解・事例集＞をご確認ください。 ※参照先URL【公募要領・ハンドブック】 https://sii.or.jp/rishihokyu07/financial-loan.html ※参照先URL【公募説明動画】 https://sii.or.jp/rishihokyu07/session.html
5	エネルギー消費効率が高い設備とは何ですか。	エネルギー消費効率とは、使用するエネルギーに対してどれだけ能力を発揮できるかを表したものです。
6	トップランナー基準とは何ですか。	トップランナー制度に該当する設備の基準値のことです。 基準値を策定した時点において、最も高い効率の機器等の値を超えることを目標とした最高基準値方式であり、その基準をトップランナー基準と呼称しています。
7	トップランナー制度とは何ですか。	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の中で、民生・運輸部門の省エネ施策として採用された制度です。
8	一代前モデルとは何ですか。	導入設備と同一製造メーカー同等製品にて、機能や構造などエネルギー使用量に係る変更があった場合をモデル変更とみなし、導入設備に対して最も近いモデル変更を一代前とし、その変更前の設備を原則として一代前モデルとしています。
9	エネルギー消費原単位とは何ですか。	エネルギー使用量を生産数量等のエネルギー使用量と密接な関係を持つ値で除したものです。 ＜計算式＞ ・エネルギー消費原単位＝エネルギー使用量／生産量 ・原単位改善率＝（1－事業実施後のエネルギー消費原単位／事業実施前のエネルギー消費原単位）×100
10	データセンターとは何ですか。	サーバーやネットワーク機器の設置場所として用意された建物を指します。
11	クラウドサービス活用とは何ですか。	クラウドは「インターネットを経由してユーザーにサービスを提供する形態」を指しており、この形態によって提供されるサービスを「クラウドサービス」といいます。
12	EMSとは何ですか。	エネルギーマネジメントシステムの略称であり、一般的には以下のような目的で導入させるシステムを指します。 1. 電気等のエネルギーの使用状況を「見える化」する。 2. 「見える化」したエネルギーの使用状況を分析する。 3. 削減可能な箇所を見つけ、経費削減に繋げる。
13	交付対象融資額とは何ですか。	交付対象融資額とは、融資額のうち、当該事業の要件を満たす経費に関するものを指します。
14	融資締結日の期間や留意点はありますか。	融資締結日の期間は、交付方針決定日以降から交付申請提出期限（2026年1月14日）までです。 ※交付方針決定日は融資計画書を受付した期間によって異なります。 詳細は新規融資公募要領16ページをご確認ください。 ※交付申請書を提出する際に、金銭消費貸借契約書の写しをご提出ください。
15	融資実行日の期間や留意点はありますか。	融資実行日の期間は、交付方針決定日以降から交付申請提出期限（2026年1月14日）までです。 但し、融資締結日と別日で融資実行日を設定できる場合は、単位期間Ⅱの最終日（2026年3月10日）まで融資実行を行うことができます。
16	返済方法に留意点はありますか。	当該利子補給金で対象となる返済方法は、元金均等返済のみです。
17	融資期間に留意点はありますか。	融資期間は、導入する設備の法定耐用年数以内であることが条件です。 ※導入する設備が複数種類あり法定耐用年数が異なる場合は、最長の法定耐用年数を融資期間とすることができません。
18	交付対象融資期間に制限はありますか。	交付対象融資期間は、融資期間以内かつ10年以内であることが制限です。 例1）導入する設備の法定耐用年数が7年の場合 ＝融資期間、交付対象融資期間ともに最長7年 例2）導入する設備の法定耐用年数が12年の場合 ＝融資期間は最長12年、交付対象融資期間は最長10年
19	交付対象融資額に上限はありますか。	1事業あたりの交付対象融資額の上限は100億円です。 ※1事業あたりとは、要件（イ）の申請の場合、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位改善の計算に用いた新設・増設設備の全てを指します。 また、複数年に渡っても事業は1つと捉えますので、各年度で融資額が分かれることがあっても1つの事業として100億円を上限額としています。

No	ご質問	回答
20	導入する設備の契約日・発注日に制限はありますか。	契約・発注は2025年度以降であることを対象としています。
21	他の補助金との併用は可能ですか。	国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）との併用はできません。
22	国の補助金と併用はできないと聞きました。県や市が設けている独自の補助金との併用は可能ですか。	その独自の補助金は何を財源としているかによります。 財源が国庫であれば併用はできません。 先方の窓口の方に、国からの補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）であるかどうかご確認ください。
23	税制優遇との併用は可能ですか。	利子補給金側は、税制優遇との併用に関して制約を設けておりません。 税制側で補助金等との併用に関して制約がないかどうかは、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせください。
24	融資額に、利子補給金の交付の対象となる経費以外の費用を含めることは可能ですか。	可能です。 ただし、交付対象融資額には入れることはできません。
25	シンジケートローンを用いた融資は、申請可能ですか。	可能です。 ただし、アレンジャーとなる金融機関が、指定金融機関であることが必要です。 ※シンジケートローンの参加行に指定金融機関ではない金融機関が含まれる場合、その金融機関の融資額は交付対象融資額に入れることはできません。 ※シンジケートローンの参加行に指定金融機関が複数行含まれる場合は、アレンジャーとなる指定金融機関が利子補給対象事業者と共同で融資計画書を作成してください。
26	利子補給金の交付の対象となる融資に、運転資金（給与、他の返済、単純な借入れ等）の融資は対象になりますか。	運転資金（給与、他の返済、単純な借入れ等）は、交付対象融資額の対象外です。
27	建物や建材は対象になりますか。	エネルギーを消費する設備ではないため、対象外です。
28	対象となる設備の事例等がありますか。	対象となる設備の事例等については、SIIホームページに掲載していますので、参考としてご確認ください。 ※参照先URL[ハンドブック<事業理解・事例集>] https://sii.or.jp/rishihokyu07/uploads/jigyourikai_jirei_handbook.pdf
29	トップランナー対象品目であっても、その設備がトップランナー基準を満たさない場合は対象になりますか。	対象外です。 トップランナー対象品目であっても、各設備の各区分で定められた基準を満たさない設備も製造、販売されています。
30	車両や重機は対象になりますか。	本事業の実施場所は、日本国内でエネルギー管理を一体で行う特定された一つの工場・事業場であることが必要です。 この事業要件を満たしていることを証明する資料を提出した場合、対象になる可能性はあります。
31	利子補給対象事業者が上場している必要はありますか。 あるいは、中小企業でないと事業の申請はできませんか。	利子補給金の利用条件として企業の規模に関する事項は設けておりません。 国内において事業活動を営んでいる法人または個人事業主であれば利子補給対象事業者となり得ます。
32	自家消費のために太陽光パネルを設置したいという事業者は、利子補給金の対象になりますか。	燃料消費を伴わない太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーに係る設備は対象外です。
33	工場を新設し、様々な設備を新しく設置する予定です。 建設費は利子補給金の対象内になりますか。	外構工事費や建築材料費などは対象外です。
34	信用保証協会の保証が付いている融資を、利子補給金対象融資として申請することは可能ですか。	可能です。
35	「融資期間全体にわたって固定金利である必要がある」と聞きましたが、10年以上の融資期間の場合も該当しますか。	融資期間の長さに関係なく、融資金の完済まで固定金利である必要があります。
36	親会社で省エネ設備を購入し、子会社が設備を使用する場合、親会社が利子補給金を申請することは可能ですか。	可能です。 省エネルギー設備の使用場所及び省エネルギー取組の実施場所の情報を、子会社様の情報で申請してください。
37	金銭消費貸借契約書の締結は、電子契約でも対応可能ですか。	紙上での契約と同様に、必要事項が確認できればご利用可能です。
38	申請書類の入力方法はどこを見ればよいですか。	申請書類は各様式に入力例を記載していますので、入力例をご確認ください。 ご不明点がございましたら、SIIへご連絡ください。
39	提出した申請書類の内容に変更が生じた場合、どのようにすればよいですか。	事前にSIIへ変更内容をご連絡をください。 変更内容や変更時期により対応方法が異なるため、都度SIIの指示に従い、SII承認後に変更対応を行ってください。 ※事前の変更連絡がない場合や変更内容によっては、承認されない場合がありますのでご注意ください。

No	ご質問	回答
40	省エネ計算の裏付け資料には、どのようなものを提出すればよいですか。	設備のカタログや仕様書又は実測データ、図面等の省エネ計算の裏付け資料を添付してください。 要件（ア）で申請する導入設備が、令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（以下、省エネ補助金）で、別途登録済みのユーティリティ設備、またはトッブランナー設備（高効率空調（電気式パッケージエアコン、ガスヒートポンプエアコン、チリングユニット）、産業用モータ、制御機能付きLED照明器具、変圧器）である場合、省エネ量計算ツールで表示される見込み省エネルギー量を用いることができます。また、上記の一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の省エネ根拠資料が提出不要となり、手続きが簡素化できます。 ただし、導入設備のカタログ、仕様書、図面等の省エネ根拠資料は提出が必要ですのでご注意ください。 同、省エネ補助金で登録済みの生産設備（工作機械、プラスチック加工機、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン）である場合、製品情報証明書を提出することで、上記の一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の裏付け資料が提出不要となり、手続きが簡素化できます。 ただし、導入設備のカタログ、仕様書、図面等の省エネ根拠資料は提出が必要ですのでご注意ください。 ※省エネ補助金で登録済みの設備は省エネ補助金の S I I ホームページ（https://sii.or.jp/setsubi06r/search/）から検索が可能です。 ※審査の過程で、追加資料等を求める場合がございます。
41	メーカーから「一代前モデルが存在しない」と言われました。どうしたらいいですか。	メーカー様が「存在しない」と仰った理由を伺ってください。 理由によっては比較対象が存在する可能性もありますので、一度 S I I にご相談ください。 また、要件（イ）で申請は可能かご検討ください。